

総合支援資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
和歌山県社会福祉協議会 会長 殿

- 申込みに当たり、**1つでも該当しないものがあれば、借入れを申請いたしません。**
 ○記入した個人情報が第三者に提供することには同意します。
 ○借入申込時の状況等については、社会福祉協議会・民生委員・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等との間で情報共有を行うことについて同意します。
 ○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
 ○私は現在、生活保護を受給していません。
 ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
 ○本貸付に同意しません。
 ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
必ず自筆の署名をお願いします。
 ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
 ○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
 ○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません 署名 **和歌山 太郎** **※太枠内をご記入ください。**

記入年月日 令和●年 ●月 ●日

借入申込者	氏名	ワカヤマ タロウ 和歌山 太郎	印	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正昭和 平成 50年 1月 1日 (満 44歳)
	現住所	(〒 640-8319) 和歌山市手平2-1-2 社協マンション7階A号室					
勤務先名称または職業	飲食店経営	勤務先等住所	和歌山市手平2-1-2 電話 073(435)5222				

借入申込者の世帯状況	氏名	会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。	勤務先・学校名	疾病・障害・要介護等の状態
	1		平成=H、令和=R	
	2	桃子 (夫・妻・子・父・母・その他)	40 T・S・H・R ●●年●●月●●日	●●薬局
	3	こころ (夫・妻・子・父・母・その他)	14 T・S・H・R ●●年●●月●●日	★★小学校
	4	その他 名		

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を具体的に記入
失業 休業 その他減収
 喫茶店を経営しているが、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響により、客が減少し、売り上げが減ったため。

申込金額 借入月額 月 20 万円 × 3か月 (3か月以内) 借入総額 60 万円
 借入期間 令和3年4月～6月(※3か月以内)

○貸付決定時貸付金振込口座(原則借受人名義に限りま)

金融機関	借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。	支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	1254367	口座名義人(カタカナ)	ワカヤマ タロウ	

返済方法	月賦(口座振替)となります ※口座振替は紀陽銀行又は県内農協	据置期間	<input checked="" type="checkbox"/> 12か月 (12か月以内) <input type="checkbox"/> イ.その他()か月	償還期間	<input checked="" type="checkbox"/> 10年 (10年以内) <input type="checkbox"/> イ.その他()年()か月
------	--------------------------------	------	---	------	---

緊急小口資金(特例貸付)の利用 ; ア.借入れた 借入申込している(同時に申込する)
 外国籍の方で在留期間が1年以内の方; 在留期間が延長の予定
 希望がない場合は、アを選択してください。

月賦とは月払いです。
 在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑をご記入ください。
 「据置期間」とは返済が猶予される期間です。
 「償還期間」とは返済をする期間です。
 緊急小口資金(特例貸付)を既に借りている場合は「ア」に、借入申込している(今回同時に申込する)場合は「イ」に☑をご記入ください。

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙③-1記載、都道府県毎に設置しております。

(1) 和歌山県社会福祉協議会の苦情受付窓口 総務・資金部 生活資金班（電話 073-435-5223）

(2) 福祉サービス運営適正化委員会（電話 073-435-5527）

各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所変更及び改名・改姓したとき。
- (2) 借受期間中に新たに就職したとき
- (3) 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- (4) 世帯の状況に著しい変更があったとき
- (5) 死亡、または所在不明になったとき。
- (6) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 ●年 ●月 ●●日 借受人 住所 和歌山市手平2-1-2 社協マンション7階A号室
氏名 和歌山 太郎 印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

総合支援資金特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借用金額

60 万円

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下
 記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

※都道府県社協記入欄

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

太枠内を自筆してください。

住 所	和歌山市手平2-1-2 社協マンション7階A号室		
氏 名	和歌山 太郎	印 (実印)	
生年月日	大正 昭和 平成	50年	1月 1日生

【借入要項】

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 借入金の内訳	借入月額	月 20 万円 × 3 か月 (最大3か月)	
	据置期間	12 か月 (最大12か月)	
	償還期間	10年 か月 (最大10年)	
3 貸付金の償還	償還方法	据置期間終了後、月賦償還	
4 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかった場合は、償還期間経過後の残元金に対し、 <u>年利3.0%の延滞利子</u> を課せらる。借入申込書と同様の月額、期間、をご記入ください。		

【留意事項】

- ①上記の太枠内は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

※以下、社会福祉協議会記載欄

地 区	年 度	資 金	貸付コード	市町村社協	
				民 協	

収入の減少状況に関する申立書

和歌山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

また、私は貴会及び市町村社会福祉協議会から以下の減収を証する書類の提出を求められた場合、これに応じることに同意いたします。

勤務先名称 または職業	飲食店経営	「減少前の収入」には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、「減少後の収入」には影響を受けた後の収入をご記入ください。 「借入申込額の使途」には、減収額を超えて必要額を申し込まれる場合、□にチェックを
勤務先所在地	〒 640-8319 和歌山市手平2-1-2 TEL073 (435) 5222	

※失業中の場合、失業前の勤務先名称または職業、
※コロナ影響による減収前と現在で勤務先が異なる場合

記載してください。
両方の勤務先について記入すること。

コロナ影響による 減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約 <u>18</u> 万円でした。
コロナ影響による 減少後の収入	令和3年2月時の月額所得（手取り）は、約 <u>10</u> 万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少
借入申込額 の使途	<input checked="" type="checkbox"/> 生活費として借入申込額が必要である

償還方法 (見込み)	<input type="checkbox"/> 現在、就職活動を行っている <input type="checkbox"/> 現在、就職していて、この新型コロナウイルス感染症の影響がおさまれば収入が改善する。 <input checked="" type="checkbox"/> 自営（フリーランス）であり、この新型コロナウイルス感染症の影響がおさまれば収入が改善する。 <input type="checkbox"/> その他（
---------------	--

償還の見込みについて、該当するものにチェックしてください。

※総合支援資金の申込みの場合、記入すること。

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	<ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付 ・年金 ・その他（) ・職業訓練受講給付金
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	（生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等） ○○年金額○万円と減少後の収入だけでは生計を維持できないため。

総合支援資金の申込みの場合、利用中の他の公的給付があれば該当するものに○を記入してください。
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由を記入してください。

令和 3年 3月 ●日
(借入申込者) 住所

和歌山市手平2-1-2 社協マンション7階A号室

住所、氏名について原則自筆してください。

氏名 和歌山 太郎

(印)